

# 報 道 資 料

平成 28 年 4 月 18 日  
総 務 部 総 務 課  
県政情報係 新谷、橋本  
直通 0742-27-8348  
庁内内線 2341、2388

## 奈良県情報公開審査会の第 171 号答申について

行政文書の不開示決定に対する審査請求についての諮問第 167 号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成 28 年 4 月 15 日
- ◎ 諮問実施機関：奈良県公安委員会
- ◎ 実施機関：警察本部 交通部 交通指導課
- ◎ 対象行政文書：道路交通法が適用されない「緊急避難行為」の要件が分かるもの
- ◎ 諮問に係る処分と理由
  - 決 定：不開示（不存在）決定
  - 不開示理由：当該文書を作成又は取得していないため
- ◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判断理由：
  - 行政文書の不存在について  
審査請求人は、「道路交通法が適用されない「緊急避難行為」の要件が分かるもの」の開示を求めているのに対し、諮問実施機関は、当該文書を作成又は取得していないため不存在であると主張しているの、以下検討する。  
審査請求人が開示を求めているのは、道路交通法に規定された犯罪の構成要件に該当する行為が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 37 条の適用を受けて違法性が阻却されるための要件について記載された行政文書と解される。  
諮問実施機関は、特定の交通違反行為が緊急避難に該当するか否かについては、刑法第 37 条本文に明記された要件に従い、過去の裁判例等を参考に判断すると説明している。  
緊急避難の成立が認められるか否かについては、過去の裁判例を参考にすることが重要であると考えられ、具体的な交通違反行為が、緊急避難の要件を満たすか否かについて記載された行政文書を、実施機関が作成又は取得していないとしても、必ずしも不自然とは言えない。  
また、実施機関において該当する文書を探索したが存在しなかったとのことである。  
以上のことから、本件開示請求に係る文書を作成又は取得していないとする諮問実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。  
したがって、本件開示請求に対応する行政文書は存在しないと諮問実施機関の説明は是認できると判断する。

#### 2 事案の経緯

- |        |                          |            |    |
|--------|--------------------------|------------|----|
| ① 開示請求 | 平成 23 年 7 月 1 日          |            |    |
| ② 決 定  | 平成 23 年 7 月 14 日付けで不開示決定 |            |    |
| ③ 審査請求 | 平成 23 年 9 月 11 日         |            |    |
| ④ 諮 問  | 平成 23 年 10 月 13 日        |            |    |
| ⑤ 経 過  | 平成 27 年 11 月 18 日        | 第 189 回審査会 | 審議 |
|        | 平成 27 年 12 月 16 日        | 第 190 回審査会 | 審議 |
|        | 平成 28 年 1 月 13 日         | 第 191 回審査会 | 審議 |
|        | 平成 28 年 2 月 23 日         | 第 192 回審査会 | 審議 |